

# 尼崎市嘱託職員労働組合 との交渉状況

平成30年度第2号  
通算第32号  
平成30年7月13日  
尼崎市総務局  
人事管理部給与課

## —平成30年6月期の割増報酬等について—

### ◎日時・場所

平成30年6月19日（火）午後7時30分～午後8時45分（中央公民館25号室）

### ◎今回の交渉の主な目的

前回の交渉において回答した6月期の割増報酬及び独自要求書について引き続き協議を重ねた。

### ◎具体的な交渉内容

#### 1 平成30年6月に支給する割増報酬について

尼崎市嘱託職員労働組合の主張	当局の回答
人事院勧告による増分の積み残し分を6月期にて反映するという昨年度の確定交渉時の約束を守っていただいたことについては、感謝申し上げます。	昨年度の確定交渉時に、そのような約束をしたわけではない。結果的に昨年度人事院勧告での0.1月増の4割相当である0.04月分の増額回答としたものである。

#### 課題解決への方向性

提案の内容にて諾否期限までに判断を行うよう求めた。

#### 2 独自要求書について

尼崎市嘱託職員労働組合の主張	当局の回答
<u>私療休暇について</u> 私療休暇の付与日数について、前回の交渉を経て修正回答はないのか。	前日も申し上げたとおり、嘱託員に対する私療休暇の付与日数は、任用期間が最長1年であることなどを踏まえて設定しており、また、その水準については、国の非常勤職員の水準を大きく上回るものであり、見直す考えはない。

<p>国の水準はそれほど重要か。財政再建団体でもないのに国に従う必要があるのか。</p>	<p>そもそも地方自治体の行政運営は、制度的にも財源的にも国の水準や考え方をベースとして成り立つ側面がある。このことは、持続可能な行政運営のためにも、財政再生団体（旧法での財政再建団体にあたる。）であるか否かにかかわらず、念頭に置くべきものとする。</p>
<p>嘱託員の中には、現行の付与日数では十分に病気の療養をすることができず困っている者もいる。私療休暇の付与日数については、今回の要求書では45日への引上げにとどめたとはいえ、本来であれば60日まで引き上げていただきたいというのが組合の考えであり、現行の水準では到底納得できない。私療休暇の付与日数の引上げについては、今後も引き続き求めていく。</p>	<p>当局としては現行の水準の維持が精一杯と考えているが、組合からの要求があればこれまでどおり誠実に対応していく。</p>
<p><b>ハラスメントについて</b> 所属内でセクハラやパワハラの疑いがあった場合、どこに相談すればいいのか。</p>	<p>まずは所属長に相談していただきたいが、所属長自身がセクハラやパワハラの当事者である場合には、各部局企画管理担当課長や人事課に相談していただきたい。</p>
<p>各部局企画管理担当課長や人事課に相談する場合、適切に個人情報を取り扱ってもらえるのか。</p>	<p>そのとおりである。</p>
<p>電話で相談しづらい場合は、メールで相談してもいいのか。</p>	<p>問題ない。</p>

**課題解決への方向性**

組合は、今回の要求に対して直ちに対応することは困難であっても、今後の前向きな協議を求めた。これに対し当局は、引き続き互いに協議していくことについては変わらないが、現行の考え方への理解を求めた。

以上  
(給与課)

## ◎妥結事項

6月11日及び19日の2回にわたる交渉の結果を受け、6月22日に次の項目について妥結に至った。

割増報酬の支給 [支給日：平成30年6月29日]		
ランク	支給月数 (額)	前年度
B	1.91月分 (322,981～356,979円)	1.87月分 (315,843～348,942円)
C	1.69月分 (327,860円)	1.65月分 (319,605円)
D	定額 (300,000円)	定額 (293,000円)
E	定額 (290,000円)	定額 (283,000円)
再雇用	定額 (286,000円)	定額 (279,000円)